

特集によせて

三成美保

二〇〇八年六月、東北大学において開催された比較家族史学会第五〇回記念大会は、「戦後日本の家族研究と二一世紀の課題」をテーマにかかげた。そのうち、全体シンポジウム「戦後日本の家族研究——総括」の諸報告をまとめたものが本特集である。

シンポジウムは、家族がいま「揺らぎ」のなかにあるという認識から出発した。しかし、歴史のなかの家族は多様であり、形態も内容も一様ではない。その意味で、家族はつねに「揺らぎ」のなかにある。にもかかわらず、あえて家族の「揺らぎ」を語るのには理由がある。本特集で明らかにされているように、欧米では一九七〇年代以降ほとんど崩壊した「近代家族」⁽¹⁾がなお「揺らぎ」のなかにあるということ自体が、二一世紀日本の特徴である。一九八二年、比較家族史学会は、「近代家族」の「揺らぎ」が国際的・学際的関心を集めたときに発足し、二一世紀を迎えたいま、その「揺らぎ」が日本社会に限定されるなかで活動の低迷に陥っていると言いうことができよう。

あらゆる研究がそうであるように、家族研究の展開にもまた時代背景が反映されている。戦後日本では、特定の家族モデルが理想化され、家族研究全体に共有された。それが、夫婦と未成年子からなる単婚小家族、いわゆる「近代家族」である。家制度の克服をめざす戦後家族法学は、一九五〇～六〇年代に率先して「近代家族」を「民主的家族」とみなし、

「近代家族」定着に必要な立法や法解釈に積極的に取り組んだ。それは、国家と家族の分離を是としたためであったが、結果的に「近代家族」特有のジェンダー・バイアス（性別役割分担等）を家族法学は温存することになる（二宮論文）。

一九七〇年代、欧米では「近代家族」が規範性を失っていく。それと同時に過去の家族への関心が高まり、家族史研究が開花する。「新しい歴史学」の一環としてのヨーロッパ家族史研究は、八〇年代に日本に導入された（若尾論文）。同じ八〇年代には、欧米における女性学・フェミニズムの高まりをうけて、日本でも女性史が飛躍的に発展し、「近代家族論」が注目をあびる。九〇年代にジェンダー・パースペクティブは家族社会学では根づいたものの、家族史研究をはじめとする他の領域では必ずしもそうではない。一九九四―九五年度の比較家族史学会シンポジウム「女性史・女性学の現状と課題」（田端・服藤・上野編「ジェンダーと女性」として出版）もまた、「単発で大花火を打ち上げた」結果にとどまり、家族史とジェンダー史には距離がおかれたままであった（長野論文）。

家族史や女性学など欧米の新しい研究動向が日本の家族研究に影響を与えはじめた一九七〇―八〇年代、日本の家族動態にも大きな変化が生じた。「二人っ子政策」が提唱され（一九七四年）、「近代家族」が広く浸透していくが、同時に少子化も進んだ。九〇年代に開始された少子化対策は、二〇〇三年の少子化関連二法の成立によって確立する。この間、前提とされたのが「新家政学モデル」である。この説明モデルは、男性の収入の高さが出生率を高めるのに対し、女性の雇用労働参加はそれを低下させるといった性別役割分担を前提にした「近代家族」モデルののっとなってきている。結局、少子化対策は子育て支援に限定され、若者の未婚化や雇用環境の悪化は、ほとんど考慮されなかったのである（廣嶋論文）。

未婚・非婚化は「家族の無化」を示唆するものであり、かねてより指摘されている「家族の多様化」とならんで、現代日本における「家族の揺らぎ」の二方向と言える。かつて文化人類学はこぞって「家族の多様化」を論じたが、「家族の無化」に対しては無力であり、「無化」がすすむほどに家族への関心が薄れてしまった。しかし、二一世紀には、この「家族の無化」にこそ対応する家族理論が新たに展開されるべきである（小池論文）。

以上のように、戦後日本の家族研究の問題関心は、「近代家族」の目標化・浸透・危機という家族変容の歴史と重なり

合う。一九七〇〜八〇年代以降、欧米家族が「近代家族」モデルの克服による「多様化」に向かったのに対し、日本の家族は「近代家族」モデルの浸透による「画一化」に向かい、「多様化」は抑制された。「近代家族」は、その浸透以前から家制度を克服するための民主的モデルとして目標に掲げられた結果、「近代家族」に特有のジェンダー・バイアスは、戦後日本の家族研究のなかで不可視化されてしまう。「近代家族」の動揺・崩壊は「家族」そのものの「危機」とみなされ、人口政策・家族政策・法政策論でもむしろ「近代家族」擁護が強まった。事実婚の容認・婚外子差別の撤廃・選択別姓・同性カップルの容認などの「家族の多様化」は「法律婚嫡出家族」からの「逸脱」として排除され、未婚・非婚などの「家族の無化」は「近代家族」と併存する周縁現象とみなされて、それ自体はほとんど問題視されなかつたのである。

二一世紀の家族研究が向かう先は、いったいどこか。「生殖」「性愛（異性愛・同性愛）」「血縁」「契約（婚姻）」「同居」「同財」「相互ケア（育児・介護等）」「親密性」等のうち、いずれかの要素を有する「継続的な生活共同体」が二一世紀の「家族」であるとすれば、家族研究は、人間存在の原点にもどることになる。たしかに、ひとはひとりでは生きられない存在として生まれ、他者からのケアをうけて育つ。しかしその後には、さまざまな条件のもと、ひとはそれぞれの生活を選ぶ。選択肢の一つに「家族」形成がある。いかなる「家族」を選ぶかは、個人と社会によつて決定される。二一世紀の家族研究は、さまざまな「継続的な生活共同体」の選択基準・選択頻度・選択理由を分析することを第一義の課題とする。しかし同時に、家族研究は、長じてもお他者とともに生きることと人間本性とみなす哲学からも自由でなければならぬ。「家族の無化」をも家族研究の範疇に入れるためである。

注（一）「近代家族」とは、ここでは、一九世紀〜二〇世紀中葉にかけて欧米で法的モデルとして想定された家族のことをさす。

法律婚・嫡出親子関係・異性愛主義・家父長制・主婦婚等の特徴とする。三成美保『ジェンダーの法史学——近代ドイツの家族とセクシュアリティ——』勁草書房、二〇〇五年、第三部参照。

（撰南大学 西洋法制史・ジェンダー研究・比較法史）